３高福第１２３５号

令和３年６月１日

　各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（　公　印　省　略　）

「緊急事態宣言」の延長に係る高齢者施設等の対応について（依頼）

　この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）に基づく「緊急事態宣言」の延長が決定されました。

　本県では、引き続き、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき緊急事態措置を講じることとしております。

　各施設等においては、別添「「緊急事態宣言」の期間延長にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

　また、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和２年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いします。

　なお、「万が一陽性者が発生した場合の対応方法」や、県が実施する「クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策」を裏面にまとめておりますので、ご確認いただくとともに、必要に応じご活用ください。

担　当　施設グループ

電　話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　052-954-6289（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

記

裏　面

* 陽性者が発生した場合の対応方法

・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL：https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdouga.html

・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL：https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/

* クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策

＜医師・看護師等の派遣＞

　　　県に設置した「医療体制緊急確保チーム」や、県看護協会の協力のもと、発生施設における感染防止対策の問題点の把握及び見直しや、通常運営体制への早期復帰支援等を行う、医師や看護師等を派遣しています。

　　　※要請先：管轄する保健所

＜衛生資材等の購入補助、配布＞

発生施設に対し、県が保有する衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います。

　　　※申請先：愛知県福祉局高齢福祉課（令和３年度分受付準備中）

＜職員に対するスクリーニング検査＞

入所系施設において、利用者に接する業務に従事する職員に対し、５月中旬から６月末までを期間として、最大週１回の継続的なＰＣＲ検査（無料）を実施しております。

　　　※問合せ先：委託先事業者（エクスコムグローバル株式会社）相談窓口

　　　　　　　　　052-485-6351

＜有症状者へ緊急的に使用する抗原簡易キットの配布（国事業）＞

現在、国において、陽性者の早期発見を目的に、症状が現れた者（職員）に対し緊急的に使用できる抗原簡易キットの配布を予定しています。

キットの使用は医師等の管理下で行われる必要があるため、体制を有する「特養、老健、介護医療院」への配付を原則としています。なお、その他の高齢者施設、介護保険事業所であっても、以下要件を満たす場合に限り、一定量を配布できるよう調整いたしますので、配布を希望する施設・事業所は、当課アドレスあて６月11日（金）までにキット希望の旨お知らせください。

　　【本キットを配布する主な要件】

1. 使用時（緊急時）に医師もしくは看護師による直接採取、又は医師もしくは看護師の監視の下での自己採取が可能であること（鼻咽頭又は鼻腔からの採取）。

（検査結果の診断は、被験者の体調等医学的な観察を行った上で医師が行う。）

1. 医療用体外診断用医薬品である本キットを医療廃棄物として廃棄すること。

　　※メール送付先：korei@pref.aichi.lg.jp　（メール題名に「簡易キット希望」と記載）